

気象警報が発令された場合等の措置について

大雨や暴風雨等にかかる警報が発令された場合の対応につきまして、青垣地域小・中学校では以下のような措置を取りますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 登校前の気象警報発令時の対応について

(ア) 午前6時30分の時点で、

(イ) 兵庫県の全域や南部、および丹波市の地域に、
※北播丹波の警報は、丹波市が含まれていなければ該当しません。

(ウ) 警報（大雨、洪水、大雨・洪水、暴風、暴風雨、大雪）が発令されている。

上記のとき、児童・生徒は**自宅待機**とします。この場合、「自宅待機」の放送は入りません。なお、休校の措置や、自宅待機を解除して登校の措置をとる場合は、防災無線・サンテレビ「まちナビ」等で連絡しますので、その指示に従ってください。

2 児童・生徒が学校にいるときに気象警報が発令された場合

- ① 児童・生徒が**学校にいるときに警報が発令**された場合は、すぐさま下校とせず、気象情報等を考慮の上、**学校待機**の措置をとります。
- ② 下校時刻まで警報が解除されない場合は、天候状態を考慮しつつ、下校が可能と判断した時点で、**教師の引率等による下校指導**をします。
- ③ ②の場合、**防災無線・サンテレビ「まちナビ」等にて措置の内容を各ご家庭にお知らせ**いたしますので、対応の程よろしくお願いいたします。尚、保護者引取りの場合は、万一の事故防止に備えて**家族以外には引渡しはしません**のでご了承ください。
- ④ ③の場合、仕事やその他の事情等で引取りがすぐにできないときは、**児童を学校で待機**させていますので、都合がつき次第学校へ来ててください。

3 警報が発令されていなくても、危険が予測される場合

① 防災無線等により、自宅待機を指示する場合

児童・生徒が集合場所や家庭周辺にいる場合は、安全確保を優先して**自宅待機**させてください。既に学校に登校した児童・生徒については、学校にて安全確保し、迎えが必要な場合は連絡します。

② 防災無線等による連絡はないが、危険が予測される場合

児童・生徒の登校に危険が予測される場合は、**保護者の判断で自宅待機**させてください。その場合は、学校に連絡をしてください。（小学校は、できるだけ登校班ごとの連絡をしてください。）